

# 学校法人旭学園役員及び評議員の

## 報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人旭学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 35 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (6) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学園給与規程及び学園退職金規程に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員又は評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、月額報酬、通勤手当、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

- 2 職員理事に対しては、役員としての報酬を支給する。
- 3 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 4 第1項第2号及び第3号の日額報酬には、交通費を含むものとする。

(報酬額の算定方法)

- 第4条 常勤理事及び職員理事に対する報酬月額、別表第1に定める額の範囲内で、理事会で決定する。通勤手当は、学園給与規程を準用する。
- 2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
  - 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
  - 4 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(賞与の算定方法)

- 第5条 常勤理事に対する賞与の額は、報酬月額に学園給与規程第26条第2項に定める割合を乗じて得た金額とする。

(評議員の報酬)

- 第6条 評議員(職員評議員を除く。)に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

- 第7条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。
- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、学園退職金規程第9条の例による。
  - 3 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、退任慰労金を支給しない。

(退任慰労金の算定方法)

- 第8条 退任慰労金算定に係る標準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。
- 2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数はこれを切り捨てる。
  - 3 退任慰労金は、第1項に規定する標準報酬額に、学校法人旭学園退職金規程第5条に定める交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

- 第9条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、学園給与規程、学園退職金規程を準用し、「給与」又は「給料」とあるのは「報酬」に、「期

未勤勉手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

- 2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。また、別表第2表中報酬額の支給については、学園給与規程第26条第1項を準用する。

（費用）

第10条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第11条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
- 3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第12条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事の報酬額

理 事 長	月額	706,000円
職 員 理 事	月額	25,000円

別表第2（第4条第2項関係）

職員理事の報酬額

非 常 勤 理 事	理事会等会議への出席	日額	12,379円
	報酬額	年額	150,000円
非 常 勤 監 事	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	日額	12,379円
	報酬額	年額	150,000円

別表第3（第4条第3項関係）

評議員の報酬額

評議員 （職員評議員を除く。）	評議員会等に出席その他法人の業務	日額	12,379円
--------------------	------------------	----	---------

（旭学園公式サイト公表日：令和7年6月3日）

（公表日：令和7年8月27日）